

○ 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の子測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第十六		別表第十六	
リスク対象資産		リスク対象資産	
貸付金、債券及び預貯金並びに 短資取引	証券化商品及び再証券化商品	貸付金、債券及び預貯金並びに 短資取引	証券化商品及び再証券化商品
[略]		[同左]	
ラ ン ク 4	破産更生債権及びこれらに準ず る債権 危険債権 三月以上延滞債権 貸付条件緩和債権 その他これらに相当するもの（ このランクに掲げる事由への該 当の有無が不明である場合を含	ラ ン ク 4	破綻先債権 延滞債権 3カ月以上延滞債権 貸付条件緩和債権 その他これらに相当するもの（ このランクに掲げる事由への該 当の有無が不明である場合を含
[略]		[同左]	

む。)

備考

[1～7 略]

む。)

備考

[1～7 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。